

意匠制度の在り方（論点整理）

．権利侵害行為への「輸出」の追加

1．問題の所在

経済のグローバル化の進展により、企業等による国境を越えた経済取引が活発化する中で、我が国の意匠権を侵害する物品が国際的に取引される事例も増大している。

模倣品の流通・販売が組織化・国際化している状況に鑑みて、我が国としても、各国が模倣品・海賊版の輸出及び通過を規制すること等を内容とする「模倣品・海賊版拡散防止条約」の実現を目指しているところであり（知的財産推進計画2005）、本年7月に行われたG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理が「知的財産権侵害の拡散防止に向けた国際的な約束をまとめていくべき」と提唱したところである。

しかしながら、現行意匠法第2条第3項においては、譲渡や貸渡しといった行為は意匠権の実施とされているが、「輸出」は明確に規定されていないため、侵害物品の輸出に対して、確実な差し止め等を行うことができず、こうした行為を看過せざるを得ない場合があるとの指摘がある。このため、模倣品の輸出に対する差し止め等を確実に実行できるよう、意匠権の実施行為に「輸出」を追加することの必要性が指摘されている。

また、模倣品が製造国から日本において積み替えられ、第三国へ輸出される新たな手口が発生している現状を踏まえ、模倣品について税関がその通過を水際で取り締まることの必要性が指摘されている。

2．検討の内容

意匠権の侵害行為として「輸出」を規定することについて審議を行い、模倣品対策強化の観点から意匠の実施に「輸出」を規定すべきとの意見、輸出と属地主義との関係については、輸出の規制はあくまで国内行為であるため、国際流通を過度に阻害するなどの弊害がない限り各国の裁量に委ねられるべきではないかといった意見があった。一方、属地主義の考え方から輸出を禁止することによる我が国国内における利益を考えるべきとの意見、輸出行為自体と規制とのバランスについて根拠を整理すべきとの意見、模倣品の環流の蓋然性の程度によって利益衡量を行うべきとの意見があった。また、欧州の制度において輸出を規定している理由を踏まえて、我が国制度の在り方について検討すべきとの意見があった。

「通過」については、模倣品について日本を通過しているという実態が把握されているわけではないが、出所のわからない模倣品は数多くあり、何らかの規制が必要とする肯定的な意見があった。一方、「通過」を侵害行為とすることについては、実効性に疑問があり慎重に考えるべきではないかとの意見があった。

3. 対応の方向

(1) 輸出の追加

模倣品を国内から国外へ送り出す「輸出」行為は、模倣品の製造や譲渡と一連のものとして国内で行われる行為であり、意匠権者がその意匠権について、譲渡等を独占的に行う経済的利益を保護するためには、「輸出」を侵害行為に追加することが必要であると考えられる。このため、意匠法第2条第3項に規定される意匠の実施行為に「輸出」を追加する。

意匠法第38条に規定される「侵害とみなす行為」として意匠権侵害物品を「譲渡するために所持する行為」の追加とあわせて、意匠権侵害物品を輸出するために所持する行為を追加する。

(2) 輸出に関する諸外国の考え方¹

意匠

欧州、英国、ドイツ等においては、「輸出」は侵害行為と明文上規定されている。

欧州共同体意匠規則第19条においては、輸出者が意匠権侵害物品を輸出する行為は、意匠権侵害とされている。他方、製造者が輸出目的で意匠権侵害物品を輸出者に渡す行為、輸出者が海外商社と意匠権侵害物品の販売契約を締結する行為は「提供 (offering)」又は「流通 (putting on the market)」に当たるものと考えられている。また、英国においては、商標における裁判例であるが、輸出を「イギリス領土から移動すること (the removal of goods from the territorial jurisdiction of the UK)」としており²、意匠についても同様に考えることができるとされている。

属地主義との関係においては、欧州、ドイツにおいて、輸出後、領域を離れた後には当該侵害物品にまでは保護が及ばないため、属地主義に違反しないと考えられている。

¹ 特許庁調べ (米国弁護士、英国特許庁、英国弁護士、ドイツ弁護士回答)

² The English High Court in the case of Waterford Wedgwood plc v David Nagli Ltd [1998] FSR 92

特許

諸外国特許法においては、明文で「輸出」を特許権侵害行為としていないものの、輸出行為について国内特許権侵害行為と捉えている例が存在する。

米国においては、米国特許法第271条(a)において、明文上、輸出を侵害行為とは規定していないが、判例では、米国内から外国への侵害物品の譲渡について、販売行為として米国内で交渉や契約が行われた場合、第271条(a)の侵害行為「販売(sells)」に該当するとされており³、他方、米国の外で交渉や契約が行われた場合には、「販売(sells)」に該当せず、侵害行為とはならないものとされている⁴。

また、ドイツ特許法においても、輸出は侵害行為として規定されていないものの、輸出行為はドイツ特許法第9条の「流通(putting into circulation)」として考えられるとされ、ドイツ特許法上の侵害行為を含んでいるとされている

同様に英国特許法においても、輸出を侵害行為として規定していないが、英国特許法第60条(a)の、「処分(disposes of the product)」、「処分の申出(offers to dispose of the product)」、「処分のためであるか否かを問わない保管(keeps the product whether for disposal or otherwise)」のいずれかに該当すると考えられている。

(3) 通過について

通過の規制

「通過」としては、外国から到着した貨物が単に我が国の領域を通過する場合、我が国を仕向地としない貨物が荷繰りの都合上いったん我が国で陸揚げされた後当初の仕向地に向けて運送される場合、我が国を仕向地として保税地域に置かれた貨物が必要に応じ改装、仕分け等が行われた後、通関されることなく、我が国を積み出し国として外国に向けて送り出される場合等が考えられる。

意匠法において、通過を検討するにあたっては、輸入の既遂時点が問題となる。意匠法における意匠権侵害物品の「輸入」の既遂時点については、通関説や陸揚げ説によって異なるが、国内の意匠権は我が国の領域内に及ぶものであり、通関前に保税地域におかれている場合にも、既に我が国領

³ Deepsouth Packing Co.v.Laitram Corp,406U.S.518(1972)

⁴ また、Dowagiac Mfg.Co.v.Minnesota Moline Plow Cp,235U.S.641,650(1915) においては、「侵害行為は米国内の行為に限定され、販売行為が侵害となるためには、販売の場所が決定的に重要である」と判示されている。

域内に輸入されたものとして、国内の意匠権を侵害すると考えることが適切ではないか。

このような考え方によれば、通過として考えられる行為のうち、我が国を仕向地として保税地域に置かれた貨物を通関することなく外国に向けて送り出す行為は、今回追加する意匠の実施行為としての「輸出」に該当するものと考えられる。

なお、ここでいう意匠権侵害物品の通過は、船舶等に積載された「貨物」を問題としているのに対して、意匠法第36条において準用する特許法第69条第2項第1号において特許権の効力が及ばない物としているのは「船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物」であり、これらは、パリ条約第5条の3にも規定されているところであるが、国際交通の便宜を考慮して特許権の効力は及ばないこととしているものである。本号における列記事項に「貨物」は含まれないと解されるので、通過を侵害行為とするにあたって、本号に抵触することはないものと考えられる。

通過に関する諸外国の考え方

「通過」については、諸外国において、産業財産権侵害を構成する行為として法令上明文で規定している国はないが、特許において、英国では侵害品の単なる通過についても、侵害行為に該当するとの判決がある⁵。この判決では、輸出目的で侵害品を輸入し、当該侵害品を航空会社の倉庫に保管する行為が、特許権の侵害行為とされた。すなわち、侵害品の通過については、侵害行為となる。また、ドイツでは、「船から陸揚げされ、通関手続きを経ずに、再度船で輸出される場合」が侵害とされている。

(4) 他の知的財産法における取扱い

不正競争防止法

不正競争防止法は第2条において、不正競争として「輸出」行為を規定している。これは昭和25年改正時に、GHQ指令に基づき、日本製品に関する国際的な信用を強化する目的で加えられたものである⁶。すなわち、海外において他人の商品との間に混同が生じることを輸出の段階で防止し、国内企業者間の輸出に関連した不正競争行為を阻止しようとするものであった。

種苗法

⁵ Smith Kline and French Laboratories Ltd v R D Harbottle (Mercantile) Ltd and others, [1980] RPC 363

⁶ 『新・注解 不正競争防止法』小野昌延 青林書院 2000年6月20日 245頁

種苗法は第2条第4項第2号において、育成権者の「利用」の一形態として「輸出」を規定している。

輸出は、1991年UPOV条約の改正に伴い平成10年に種苗法改正が行われた際に、UPOV条約における育成者権の範囲に対応する形で、種苗法に規定された。

1991年UPOV条約改正において輸出を規定した趣旨については、品種登録制度の意義として、『UPOV非加盟国等品種保護制度が適切に行われていない国への輸出を差し止め、国外において不正に生産された登録品種の逆輸入を防ぐことが可能となる』とされている⁷。

⁷ 「逐条解説 種苗法（農水省生産局種苗課 編著 （財）経済産業調査会）」

・無審査登録制度の導入によるダブルトラック化について

1. 問題の所在

現在、意匠登録出願は出願後約7ヶ月で審査が行われているが、販売開始後の早い段階で模倣品が発生する商品、商品の売上げのピークが早期にくる商品、ライフサイクルが短い季節的な商品等を扱う物品分野においては、意匠権取得の機会を拡大し、模倣品対策を効果的に行うために、現在の審査登録制度より早い期間で意匠権の権利化ができる制度の仕組みの検討が必要ではないか。

また、多品種少量生産を行い、多くの商品を販売している物品分野においても販売商品多数について、意匠権の権利化ができるよう、審査費用等の権利取得のためのコストを抑えた制度の仕組みの検討が必要であると考えられる。

2. 検討の内容

出願された意匠について意匠の登録要件の審査を経ずに登録をし、事後的に意匠権の有効性について確認する無審査登録制度を導入し、現在の審査登録制度と併存させるダブルトラック案を検討した。

その際、意匠の登録要件、意匠権の効力、審査トラックへの乗換え、意匠権侵害者の過失推定等の観点から、(1)実用新案法型、(2)審査請求型、(3)半導体集積回路法型、(4)著作権法型の複数案について検討を行った。

(1) 実用新案法型

- (a) 新規性や創作非容易性を要件とし、登録によって絶対的独占権が発生する
- (b) 意匠権の効力は、登録意匠と同一又はこれに類似する意匠に及ぶ（差止請求等）
- (c) 一定期間に限り、無審査トラックに登録意匠を基礎として審査登録トラックへの出願（乗り換え）ができる
- (d) 請求によって特許庁が作成する意匠評価書を提示して警告した場合には、侵害行為について過失を推定する

(2) 審査請求型

- (a) 新規性や創作非容易性を要件とし、登録によって相対的独占権が発生する
- (b) 意匠権の効力は、登録意匠と同一又はこれに類似する意匠に及ぶ

(c) 一定期間に限り、無審査登録トラックの登録意匠について審査請求ができる

(d) 侵害行為について過失を推定しない

(3) 半導体集積回路法型

(a) 新規性を要件とせず、登録によって相対的独占権が発生

(b) 意匠権の効力は、登録意匠と同一又はこれと実質的に同一の意匠に及ぶ

(c) 一定期間に限り、同一出願人の場合には、無審査登録トラックの登録意匠と同一又は類似の意匠を審査トラックに出願することを認める

(d) 侵害行為について過失を推定しない

(4) 著作権法型

(a) 新規性を要件とせず、登録によらず、相対的独占権が発生

(b) 意匠権の効力は、登録意匠と同一又はこれと実質的に同一の意匠に及ぶ

(c) 一定期間に限り、同一出願人の場合には、無審査トラックの登録意匠と同一又は類似の意匠を審査トラックに出願することを認める

(d) 侵害行為について過失を推定しない

3. 対応の方向

(1) 無審査登録制度の導入によるダブルトラック化の評価

デザインには、模倣が容易であるとの特徴があり、一般的には早期の権利保護が要請されるものであると考えられる。迅速かつ簡便な権利取得が可能である無審査登録制度は欧州で採用されているが、権利の有効性等については事後的に個別の紛争によって争うことが必要となる。他方、審査登録制度においては、権利取得までには事前審査等に伴う一定の期間やコスト負担が必要とされるが、予め審査を通じて権利の有効性を確認することにより安定性を高めることが可能であり、我が国のほか米国や韓国において採用されている。

このように、権利取得の迅速性及び簡便性と権利の安定性との双方のメリットを同時に満たすことは困難であるが、迅速性及び簡便性をメリットとする無審査登録制度と、権利の安定性をメリットとする審査登録制度とのダブルトラック化には、デザイン保護の選択肢を増やし、出願人が自己のニーズにあわせて出願する制度を選ぶことを可能とするものとして、評価に価する枠組みであると考えられる。

(2) 無審査登録制度に関する評価

デザインの早期保護の観点

迅速かつ簡便なデザインの保護を求めるニーズは、ライフサイクルの短い業種や取り扱う商品が多岐に亘る業種において存在すると考えられるが、一般的にデザインの模倣が容易であることから、こうした特定の業種に限られず、第三者による模倣を経験した業種においても、潜在的に迅速な保護のニーズが存在するのではないかと考えられる。

一方、現行の審査登録制度のもとで、意匠登録は出願から平均約7ヶ月で行われており、また、模倣品が発生した場合には平均1ヶ月程度での早期審査が行われている。こうしたことから、必ずしも迅速な保護のニーズが全て満たされているものではないが、特に模倣が問題となる場合には、デザイン保護のために一定の対応が可能となっていると考えられるのではないかと考えられる。

安定的な権利関係の観点

現行の意匠制度において、他人からの権利行使のリスクがない安定的な権利関係を望む者は、自らが実施を予定している意匠と抵触する他人の登録意匠を自己の意匠登録出願前に調査するのが一般的であると考えられる。

一方、無審査登録制度においては、無効となる蓋然性の高い意匠であっても登録される可能性があることから、抵触する登録意匠が存在しているか否かを調査するだけでなく、抵触の可能性がある場合はその意匠権の有効性についても判断することが必要となると考えられる。

こうした場合、抵触する意匠の有効性を争うコストが過重になると、無効な権利を放置し、自己の製品開発を変更することを余儀なくされるといった事態が発生することも懸念されるのではないかと考えられる。

また、こうした事前の調査を行わない事業者の場合には、無審査登録された登録意匠による権利行使を受けた際、その意匠を迅速に評価し、有効性を争うことが必要となるが、こうしたコストが過重になると企業活動に悪影響を与えることも懸念される。

無審査登録制度において、他人の意匠権の有効性を争う者のコスト負担が重くなる背景には、意匠の登録要件を判断する際に重要な情報となる公知意匠について、特許分野のような商用データベースが整備されておらず、権利の有効性に関する判断を企業等において行う環境が必ずしも整備されていないことが一つの原因になっていると考えられる。

無審査登録制度における権利の濫用

無審査登録制度のもとでは、無効審判等で争われた場合には有効性が否定されることが明白な意匠であっても、無効審判等の係争期間に模倣品を売り切ることを前提として登録を行う、商品開発の予定はないのに意匠権を取得し自ら有効性の証明を行うことなく警告の乱発を行う等の意匠権の濫用的な利用が懸念されるとの指摘がある。

しかしながら、欧州等における無審査登録制度においてもこうした濫用的な制度の利用がされることによる弊害は指摘されておらず、また、模倣品を製造する者が登録により自らを権利者として特定することも想定しづらいことから、無審査登録に変更された実用新案法改正時の議論、無審査登録制度を運用している諸外国の実情なども考慮した上で、権利濫用のおそれやその制度上の対応方法について、更に詳細な検討が必要であると考えられる。

(3) 審査登録制度に関する評価

審査登録制度においては、権利取得までには事前審査に伴う一定のコスト負担や時間が必要であるが、予め行政庁によって権利の有効性が確認されることによる安定性が得られると考えられる。現行の意匠制度においても、安定的な権利取得を望む者は、意匠出願を行うことにより、自己の出願に係る意匠権の有効性ととともに、他人の権利との抵触の有無について確認することが可能となっていると考えられる。

一方、こうした制度上のメリットは社会的なコスト負担によって実現されているものであり、適正なコスト配分の在り方については引き続き検討する必要があると考えられる。

(4) まとめ

現在の意匠制度を取り巻く状況を考慮した場合、迅速かつ簡便な保護制度の導入よりも、安定した権利関係の構築が重視される環境にあり、無審査登録制度の導入によるダブルトラック化については、直ちに導入する環境にはないのではないかと考えられる。

このため、現在の審査登録制度を維持しつつ、今後、意匠データベースの整備といった意匠制度活用及び意匠の類似評価の環境が整備され、審査運用での対応を超える早期保護への強い要請が生じた場合、改めて無審査登録制度導入の是非を検討することが適切ではないかと考えられる。

． 関連意匠制度の見直し

1． 問題の所在

現行の関連意匠制度は、デザイン開発の段階において、一つのデザイン・コンセプトから多くの意匠が同時期に創作されるという実態に即して、同日に同一出願人より出願された場合に複数の出願のうちの一つを本意匠とし、これに類似する出願を関連意匠として、分離移転の禁止や存続期間の同時終了等の制限を設けつつも、それぞれが独自の効力を有するものとして登録を認めることにより、一群のデザイン・バリエーションを保護するものである。したがって、先に出願された意匠と類似する意匠が後日同一出願人より出願された場合は関連意匠とは認められず、先に出願された本人の意匠が引例となり後日の出願は拒絶されるものとなることから、後日の改良意匠が登録されない状況となっている。ただし、後日の改良意匠も元々の本意匠及び関連意匠の類似範囲により保護が可能である。

しかしながら、昨今の企業の商品開発戦略においては、開発当初から全てのデザイン・バリエーションを創作する場合に限らず、市場に投入した後に需要動向を見ながら追加的にデザイン・バリエーションを開発する等、デザイン戦略も多様化しつつある。また、同日出願の場合のみ認める現行制度下にあっては、市場投入が予測されるデザイン・バリエーションの全てについての図面、資料等を当初出願時に準備しなければならず、とりあえず当初の実施商品に係る本意匠から先行して出願するなどの柔軟な出願方法に対応できないとの指摘がある。

2． 検討の内容

後日に出願された改良意匠についても、本意匠の審査係属中であれば、関連意匠として登録できるようにすることについて検討を行った。

小委員会においては、2年又は4年程度のタイミングでデザインの変更を加える場合があるため、後日の改良意匠を関連意匠として登録することを可能とする期間については4年程度又は本意匠の存続期間中にすべきとの意見があった。また、関連意匠登録により、デザインを模倣する者への牽制効果や税関における差止めを容易にする効果があることから、平成10年改正前の類似意匠制度も参考に本意匠の効力範囲の明確化に資する制度としても検討すべきとの意見があった。

一方、類似意匠制度を廃止した改正の経緯からも、新規性の例外を認めてまで後日の改良意匠の登録を認めることは、以前の混乱を復活させることになるのではないかととの意見があった。また、模倣品の差止めを容易にするた

めには、判定等を利用することも可能ではないかとの指摘があった。

3. 対応の方向

(1) 出願の時期的制限

現行制度で同日出願のみ認められている関連意匠について、本意匠の公報発行までの後日出願に係る関連意匠による出願登録を認めるよう時期的制限を緩和する方向が適当であると考えられる。

この点、本意匠が公報発行によって公知となった後であっても、新規性（第3条）の例外として、数年間又は本意匠の権利存続期間中であれば認めるよう時期的制限を緩和すべきとの考え方も存在する。

しかしながら、関連意匠に係る後日出願を長期にわたって許容する場合、本意匠出願と関連意匠出願の中間に介在する他人の出願意匠や公知意匠の存在により、本意匠・関連意匠・公知意匠等が錯綜し、各々が抵触関係に立つ蓋然性が高まるとの問題がある。また、後日の関連意匠登録によって、結果的に本意匠の権利範囲を拡張する効果が発生することとなるため、意匠公報の発行により登録意匠にかかる効力範囲を確定・周知し、権利侵害の予測可能性を確保するとの機能が低下するとともに、第三者の監視負担が増加することも懸念される。

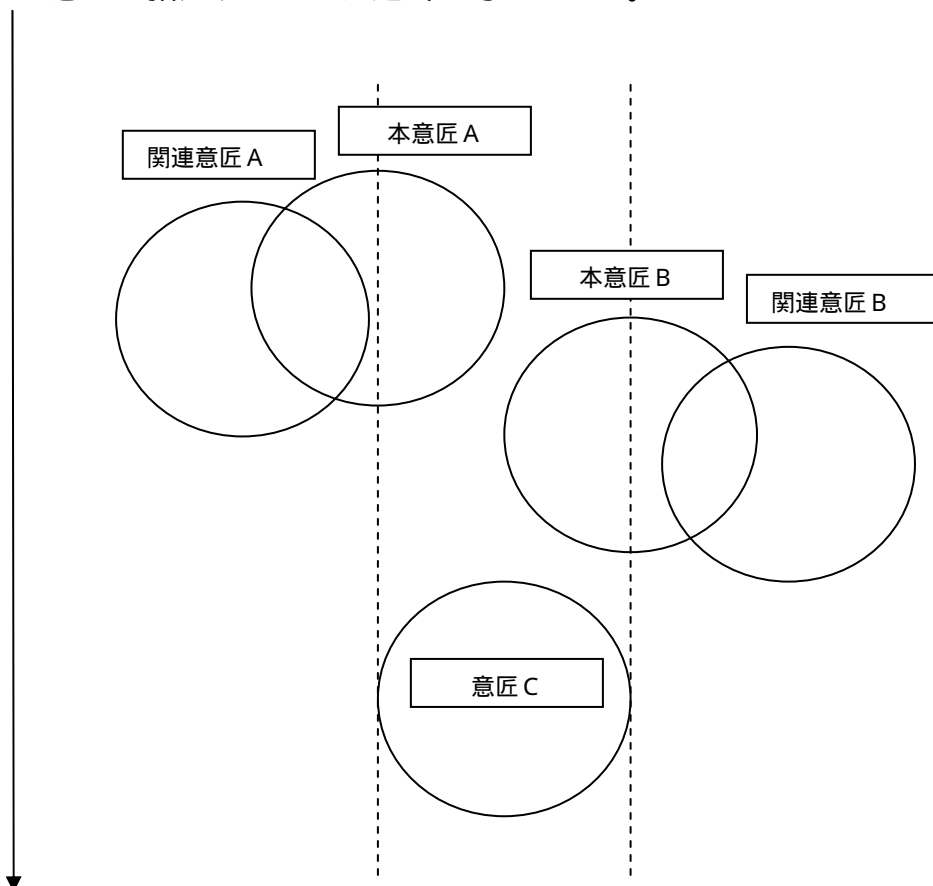
したがって、関連意匠に係る出願については、現行制度と同様にあくまでも先願（第9条）の例外として位置づけることが適切であると考えられる。

一方、本意匠の審査係属中に限って認めるとの考え方もあるが、本意匠の登録査定の際の本送達という出願人に予期できない事実によって期間が満了してしまうという問題がある。この点、本意匠の公報発行までの期間とした場合には、本意匠の登録査定の際の本送達からなお時間的猶予があることから（本送達から登録までの30日に加え、登録から公報発行までの期間（現状で約45日））、関連意匠出願の準備期間を一定程度確保することが可能である。

(2) 本意匠の単一性

現行の関連意匠制度は、出願される一群の出願のうち、その一つを本意匠としている。後日出願に係る関連意匠出願においても、互いに非類似の複数の本意匠のいずれにも類似する関連意匠の存在が理論上考え得るところ、複数の本意匠の存在を認めると本来非類似の関係に立つ本意匠同士が関連意匠を通じて連関するなど、徒に権利関係が複雑化する結果となる。よって、現行制度と同様に、本意匠は当該関連意匠出願前に出願された一

の意匠を指定することが適当と考えられる。



本意匠 A 本意匠 B (非類似)

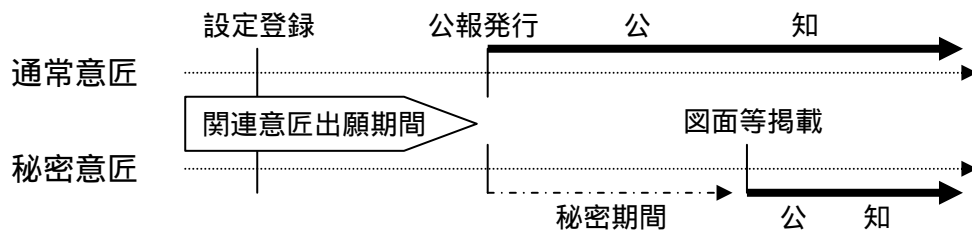
意匠 C は本意匠 A にも本意匠 B にも類似

意匠 C の本意匠を A 及び B と複数指定した場合、A と B の関連意匠である A B を含めて全てを連関しなければならない。

(3) 秘密意匠の取扱い

関連意匠の出願期間を本意匠の公報発行までとした場合、当初の公報発行時点では公知とならない秘密意匠についても、関連意匠の出願期間につき、通常意匠と同様の時期的制限とすべきかが問題となる。

この点、秘密意匠と関連意匠とはその趣旨・目的が異なり、関連意匠の出願期間について秘密意匠とその他の通常意匠との間で差異を設ける必然性がないことや、秘密意匠においても願書及び図面等の内容を除いた事項について意匠公報への掲載がなされること(第20条)から、通常意匠と同様に同公報発行時までとすることが適当と考えられる。



(4) 権利範囲の確認について

意匠権の効力は類似範囲にまで及ぶこととされており（第23条）、本意匠と類似関係に立つかぎり、改良意匠についても本意匠に係る意匠権の効力が及ぶことが原則である。

ただし、意匠権の類似範囲については、一概に判断することが困難な場合もあることから、本意匠からマイナー・チェンジを行った意匠が本意匠の類似範囲に含まれるか否か明らかでない場合も存在する。本意匠の類似範囲の確認と意匠公報への掲載による模倣の牽制のために、本意匠の公報発行後においても関連意匠の登録を可能にするようにとの要望もある。

しかしながら、模倣品対策に関しては、水際における、登録意匠の類似範囲について特許庁長官に対する意見照会を可能とする制度（関税定率法第21条の4）の活用、国内流通においては、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲についての判定制度（第25条）の活用によっても類似範囲の明確化が可能である。今後は、判定等の現行制度を模倣品対策において活用する上での利便性や実効性を高めるための検討を行っていくことも必要と考えられる。

・秘密意匠制度の見直しについて

1. 問題の所在

秘密意匠制度は、意匠登録出願人が、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることができる制度である。これは、先願により意匠権を確保しておく必要があるものの、直ちに当該意匠の実施を行わない場合に意匠公報が発行されることによる第三者の模倣を防止しようとする趣旨によるものである。

一方、近年、意匠登録出願の審査が迅速化されたことから、出願人が意図するよりも早く意匠権の設定登録がされ、当該意匠の実施前に意匠公報が発行される場合がある。しかしながら、秘密意匠の請求は意匠登録出願と同時にしなければならないとされているため、審査が早期に終了した結果、商品の発売よりも早く意匠公報が発行されるといった事態に事後的に対処できず、商品の広告・販売戦略等に支障が出ることがあるとの指摘がある。

2. 対応の方向

(1) 審査の状況に応じた秘密意匠の請求へのニーズ

特許庁における審査に要する期間は年々短期化し、現在のところ平均7ヶ月程度であり、数ヶ月程度で審査が終了するケースも少なくない。このため、出願時の想定よりも審査が早く終了し、そのまま意匠公報の発行にいたると、商品の広告・販売戦略上支障が出る場合が生じている。

このような場合に対処するため、秘密意匠の請求について意匠登録出願の時だけではなく、自己の公報の発行時期が適正か否か判断することができる登録査定の際の送達時を経過し、意匠公報発行前のある時期までに行うことができることに大きなニーズがある。

(2) 特許庁における秘密意匠請求の管理

登録査定の際の送達後特許庁へ登録料の納付があったときは、これを受けて意匠権の設定の登録が行われ、意匠公報が発行されるが、秘密意匠については、図面の内容等を除く事項が意匠公報に掲載される。

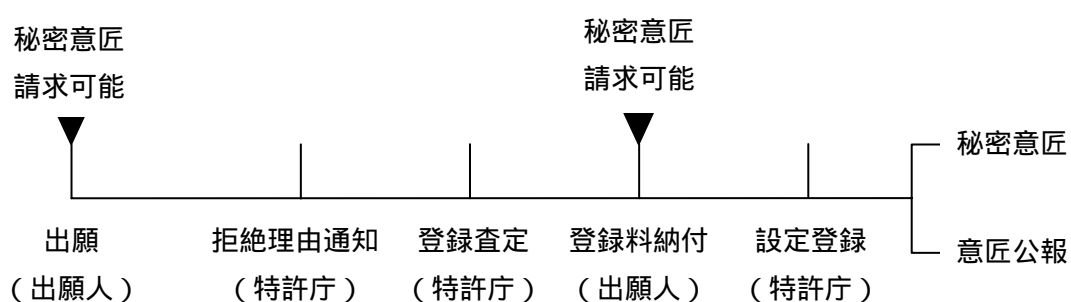
特許庁においては、秘密意匠の請求がなされているにもかかわらず、通常の意匠公報を誤って発行することのないように、意匠登録の際に秘密意匠の請求を確実に認定する必要がある。

したがって、秘密意匠の請求は、上記の期間内において登録料の納付の時だけに限ることが適切であると考えられる。

(3) 具体的対応の方向

出願人の利便性を向上させつつ、特許庁において、秘密請求の管理を確実なものとするために、秘密意匠の請求ができる時期的要件は、出願と同時に請求する場合、又は、意匠登録の第1年分の登録料の納付と同時に請求する場合とする。

[参考] 秘密意匠の請求可能時期



．意匠権の存続期間の延長に伴う登録料の見直しについて

1．問題の所在

現行の意匠制度では、登録料は第1年から第3年、第4年から第10年、第11年から第15年までと3期に分けた料金体系となっているが（意匠法第42条）各期に納めるべき登録料に差異があり、権利期間が長くなるほど増額されるものとなっている。延長された権利期間についてどのような体系の登録料が適切か。

2．検討の内容

意匠権の存続期間の延長の際に、現行の料金体系を維持するとすれば、延長した16年目から20年目の登録料が高くなりすぎるのではないかとの意見があった。また、企業では、実施が終わった後でも保護したいが、費用の要因で権利を捨てざるを得ない状況であるため、料金がもう少し安くなれば、模倣品対策の観点からも有効に働くのではないかとの指摘があった。

3．対応の方向

登録料の設定に当たっては、ユーザーのニーズを勘案しつつ、権利期間の延長による費用負担が過重なものとならない合理的なものとするのが適当であると考えられる。